

広島県告示第七百四十五号

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。）第二十三条第一項の規定によつて、平成三十年広島県告示第五百七十五号（平成三十年七月豪雨に係る県税の申告、納付等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成三十年七月五日から平成三十年十一月二十六日までの間に到来するもの（条例第四十七条第二項の規定により課する個人の事業税〔以下「個人の事業税」という。〕及び条例第五十六条第一項の規定により課する不動産取得税〔以下「不動産取得税」という。〕を除く。）については、平成三十年十一月二十七日とし、その期限が平成三十年七月五日から平成三十年十一月二十九日までの間に到来する個人の事業税及び不動産取得税については、平成三十年十一月三十日とする。

平成三十年十月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 地 域	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
---------	--